

市第37号議案

横浜市公会堂条例等の一部改正

横浜市公会堂条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年 9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例等の一部を改正する条例

（横浜市公会堂条例の一部改正）

第1条 横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2横浜市泉公会堂の項を削る。

（横浜市公会堂条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例（平成19年5月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち横浜市公会堂条例別表横浜市瀬谷公会堂の項を削る改正規定中「別表」を「別表第2」に改める。

第3条のうち、横浜市公会堂条例別表を別表第2とし、同表の次に1表を加える改正規定中

横浜市 瀬谷 公会 堂	講 堂	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 29,000	円 34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台、1日につき			6,000

を

横 浜 市 泉 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 4,400	円 5,280
		入場料等を徴収する場合	同	8,800	10,560
	リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収しない場合	同	6,400	7,680
		入場料等を徴収する場合	同	12,800	15,360
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
附 属 設 備			一式又は1台、1日につき	6,000	
横 浜 市 瀬 谷 公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収しない場合	1日につき	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備			一式又は1台、1日につき	6,000

に改め、同条例附則の次に1表を加える改正規定中

「横浜市瀬谷公会堂」を

「横浜市泉公会堂

横浜市瀬谷公会堂」に改める。

附則第1項ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、第3条の規定（横浜市瀬谷公会堂に係る部分を除く。）は平成20年4月1日」に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市泉公会堂について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市公会堂条例等の一部を改正したいので提案する。